

## 社会教育関係団体に関する課題と解決の方針（案）

No.	課題	答申の方針（案）	期待される効果
1	社会教育関係団体として生涯学習活動をする団体と、NPO的に市民活動をする団体とを線引きして取り扱うことが困難になってきている。 また、少人数で自主活動する団体に対しては何の支援もされていない。	生涯学習活動と市民活動を区別して考える必要が乏しいため、同じ取り扱いをする方向で調整。 また、人数要件は5名以上、市民要件は過半数以上と要件を緩和。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生涯学習及び市民活動等の振興</li> <li>・市民協働の推進</li> <li>・マイノリティグループの支援</li> </ul>
2	予約開始時期に異なる取り扱いをしているため登録団体でないと実質的に施設予約を行うことができないことが、不正登録横行の一因となっている。	予約開始時期は同時期とする。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不正登録の減少</li> <li>・非登録団体の活動の活性化</li> <li>・施設稼働率の向上</li> </ul>
3	登録社会教育関係団体には施設の無料利用枠があるがゆえに、不正登録が横行し、活動場所の予約のしづらさにつながってしまっている。	登録要件を緩和する代わりに、 ①無料利用枠を廃止。（福祉団体には一定の配慮） ②登録団体の施設使用料は減額する。 ③不正登録団体は1年間登録抹消と明記	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不正登録の減少</li> <li>・施設使用料収入の増加</li> <li>・施設稼働率の向上</li> </ul>
4	営利事業であるか否かの判断基準がないことから、社会教育関係団体が公民館において参加費を徴収する活動が行いにくい。	営利性の有無についての判断基準を定め、団体が会費以外の収入を得て活動を行うことができるよう取り扱いを緩和。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生涯学習及び市民活動等の振興</li> <li>・団体の活動環境の改善</li> </ul>